

## 第72回大阪市港湾審議会議事録

令和5年1月26日

大阪港湾局

## 目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	審議会次第	1
4	出席委員	2
5	審議経過	3

### 附属資料

1	諮問書	16
2	答申書	18

## 1 開催日時

令和5年1月26日（木）

開会 14時00分

閉会 14時40分

## 2 開催場所

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟10階

大阪港湾局 第1会議室

## 3 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 委員紹介

(3) 港湾管理者代表者挨拶

(4) 議事

大阪港港湾計画の軽易な変更について

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

(5) 閉会の辞

#### 4 出席委員

柴山 恒晴	大阪倉庫協会会長
森下 貴史	大阪船主会副会長
溝江 輝美	大阪港運協会会長
代 布施 航	財務省大阪税関総務部次長
代 朝木 祐次	国土交通省近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課長
代 山口 則夫	国土交通省近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長
増田 克樹	大阪海上保安監部長
代 井上 洋之	大阪府都市整備部河川室河川整備課参事

## 5 審議経過

開 会 14時00分

○川下総務課長 皆様、大変お待たせをいたしました。定刻となりましたので、早速始めさせていただきます。

本日は御多忙の中、第72回大阪市港湾審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市港湾行政に対しまして御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。私は、本日の司会進行役を務めます大阪港湾局総務課長、川下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現在、専門部会委員総数8名中、8名の御出席で、大阪市港湾審議会条例第5条に定めます定足数に達しておりますので、ただいまから第72回大阪市港湾審議会を開催いたします。

開催に当たりまして、傍聴、報道機関の方々を含めまして、皆様にご覧がございませう。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議中のマスクの着用をお願いを申し上げます。また、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づき、公開とさせていただきます。また、本日の審議会の議事内容につきましては、後日、本市ホームページで公開をいたしますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

なお、審議の開始までは、報道関係者のカメラ取材を認めておりますことをあらかじめ御了承願います。

審議に入ります前に、委員の方々を御紹介させていただきます。

大阪倉庫協会会長、柴山委員でございます。

○柴山委員 柴山でございます。よろしくお願いいたします。

○川下総務課長 大阪船主会副会長、森下委員でございます。

○森下委員 森下でございます。よろしくお願いいたします。

○川下総務課長 大阪港運協会会長、溝江委員でございます。

○溝江委員 溝江でございます。よろしくお願いいたします。

○川下総務課長 財務省大阪税関長、沖部委員の代理といたしまして、大阪税関総務部

次長、布施様に御出席をいただいております。

○布施総務部次長 布施です。よろしくお願いします。

○川下総務課長 国土交通省近畿地方整備局長、渡辺委員の代理といたしまして、近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課長、朝木様に御出席いただいております。

○朝木港湾計画課長 朝木でございます。よろしくお願いいたします。

○川下総務課長 国土交通省近畿運輸局長、金井委員の代理といたしまして、近畿運輸局海事振興部貨物・港運課長、山口様に御出席いただいております。

○山口貨物・港運課長 山口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川下総務課長 大阪海上保安監部長、増田委員でございます。

○増田委員 増田でございます。よろしくお願いします。

○川下総務課長 大阪府都市整備部長、谷口委員の代理といたしまして、都市整備部河川室河川整備課参事、井上様に御出席いただいております。

○井上河川整備課参事 井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○川下総務課長 委員の皆様への御紹介は以上でございます。

次に、第72回大阪市港湾審議会の開催に当たりまして、大阪港湾局長の丸山より御挨拶申し上げます。

○丸山港湾局長 大阪港湾局長、丸山でございます。

委員の皆様方におかれましては、非常に寒い中、またお忙しい中、第72回大阪市港湾審議会に御出席賜り、ありがとうございます。また、平素より大阪港の港湾行政に、御協力賜っており、改めまして深く御礼申し上げます。

大阪港を取り巻く状況でございますけれども、もう皆様御承知かもしれませんが、昨年はロシアのウクライナへの侵攻に始まって、それから上海のロックダウンでございますとか、急激な円安、エネルギー高など、大きな課題がどんどんありまして、非常に心配された1年だったんですけども、先日、昨年1年間のコンテナ速報が出ましたけれども、2021年に比べましても、2022年はほぼ同じぐらいの数字になってございまして、これも皆様方の御尽力によるものかなということで、改めて感謝する次第でございます。

また、フェリーの貨物については何とか戻ってきているという状況でございまして、旅客については、やはりコロナの影響ということもあって、まだまだ戻りがないというところでございますけれども、2類から5類になるというようなこともございますので、これから私どもとしましても、セミナーの開催といったことを通じまして、旅客事業、インバ

ウンドへの対応ということもしっかりと対応してまいりたく、旅客への需要の喚起ということも含めて、何とかコロナ前を超えるような形で、港勢の拡大に努めてまいりたいと思っております。

また、港を取り巻く状況といたしましては、カーボンニュートラルというのが新たな課題として出てきてございます。港湾法も改正されまして、国としても御支援いただけるんじゃないかなと思っておりますし、選ばれる港であるために、港湾カーボンニュートラル、環境への対応がしっかりした港でないといけないという思いがございます。この点に関しましても、非常に大きな新たな課題でございますので、皆様方の御協力を改めてお願いする次第でございます。

それからもう1点、万博でございます。あと2年余り、800日余りということになってございます。我々としてはインフラ整備をしっかりと進めておりますけれども、工事中、あるいは万博期間中においても、交通渋滞の問題というのが非常に懸念されていることは、十分承知しているところでございます。これらについては、皆様方の港湾の機能をしっかりと維持発展させていくように、渋滞対策をはじめ、これまでの港湾機能の充実というものにしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の港湾審議会は、「港湾計画の軽易な変更」と、それから「港湾環境整備負担金の対象工事の指定」ということでございます。非常に短い時間ではございますけれども、意見、御審議願えればと思っておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

○川下総務課長　それでは、ここでお手元にお配りをしております資料を御確認いただきたいと思っております。まず、次第がございます。次に、大阪市港湾審議会専門部会委員名簿でございます。次に、座席表でございます。次に、右肩に資料1と書いてございます「大阪港港湾計画の軽易な変更について(案)」の説明資料でございます。資料2といたしまして、「大阪港港湾計画書(案)」でございます。資料3といたしまして、「大阪港港湾計画資料(案)」でございます。資料4といたしまして、「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(案)」でございます。資料5といたしまして、「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(案)」の説明資料でございます。また、御参考に「大阪市港湾審議会条例」、「大阪市港湾審議会運営要綱」、「港湾環境整備負担金制度について」、それから「PORTS of OSAKA」というパンフレット、「大阪港案内」、地図でございます。こちらを配付させていただいております。

不足等ございましたら、お申し出くださいませ。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以後の議事進行につきまして、森下部会長にお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森下部会長　御指名により、議事進行役を務めます森下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、本審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者の指名を行います。

本日の議事録署名につきましては、金井委員代理出席の山口様と、谷口委員代理出席の井上様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の審議案件は2件です。1件目は、港湾法第3条の3に基づき、令和5年1月10日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、「大阪港港湾計画の軽易な変更」についてです。2件目は、港湾法第43条の5及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条に基づき、令和5年1月10日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」についてです。大阪市港湾審議会条例第6条第4項及び大阪市港湾審議会運営要綱第9条第2項第1号及び第2号により、「港湾計画の軽易な変更」及び「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」につきましては、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされています。

審議に当たり、本日の審議案件につきまして、今月11日に開催いたしました本審議会幹事会の結果について、大阪港湾局の高橋計画整備部長から報告をお願いいたします。

○高橋計画整備部長　計画整備部長の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

去る1月11日、大阪港湾局会議室におきまして、大阪市港湾審議会幹事会を開催いたしました。本日の審議会で御審議いただきます「大阪港港湾計画の軽易な変更」及び「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」の案につきましては、異議なしという結論をいただいております。

以上、御報告申し上げます。よろしく申し上げます。

○森下部会長　ありがとうございました。

それでは、「大阪港港湾計画の軽易な変更」について、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○矢野計画課長　大阪港湾局計画課長の矢野でございます。

「大阪港港湾計画の軽易な変更」につきまして、お手元にお配りしております資料1に沿って御説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。

計画変更、2件ありますうちの1件目となりますが、岩谷産業さんのほうから要請を受けまして、南港地区の関西電力南港発電所の北側護岸におきまして、水素燃料電池船に係留するための専用埠頭計画として位置づけますとともに、水素など運航上必要な燃料の補給を目的としますので、物資補給岸壁としても位置づけるものでございます。

2ページ目を御覧ください。

変更前と変更後の港湾計画図をお示ししておりますが、専用埠頭計画及び物資補給岸壁の新規計画として、表にありますとおり延長は67メートル、水深は2メートル、対象船舶は130グロストンということになっております。

3ページ目を御覧ください。

計画変更の背景になります。大阪港湾局では、脱炭素社会の実現に貢献していくため、大阪“みなと”カーボンニュートラルポート、いわゆるCNP検討会を設立しまして、水素、燃料アンモニア等の受入環境等の整備など、CNPの形成を推進しております。

一方、岩谷産業さんにおいては、外販用の水素販売の国内70%の高いシェアを持っておられる企業でございますけれども、走行時にCO<sub>2</sub>ですとか環境負荷物質を排出しない高い環境性能を有します水素燃料電池船の商用運航を目指しておられます。

令和3年からは、国立の研究法人でありますNEDOの助成を受けられまして、2025年の大阪・関西万博での運航を目指して、関西電力さんなどと、水素燃料電池船とエネルギー供給システムの開発・実証を進めておられます。その中で、水素燃料電池船への安定したエネルギー供給が行える係留施設が必要となっておられるものです。

4ページ目を御覧ください。

岩谷産業さんにおけます施設整備計画でございます。水素燃料電池船の大きさは130グロストン、全長29.9メートルでございます。施設としましては、岸壁においては係船柱並びに防舷材など、それから岸壁背後におきましては、船舶へ燃料を供給する水素の充填設備ですとか、電気充電設備の整備が必要となります。

次、5ページ目を御覧ください。

水素及び電気を船舶に充填、充電するイメージ図でございます。船舶に充填する水素は岩谷ガス尼崎工場のほうから、トレーラーによって岸壁背後にある水素充填設備に搬入さ

れます。搬入されます水素は気体の状態で搬入されますけども、水素燃料電池船への充填圧力は70メガパスカルということで、水素圧縮機を用いて加圧して、岸壁上にある充填アームによって船舶に充填するというものということでございます。

また、水素燃料電池船に搭載されております電池を充電するために、水素の充填に並行して、電気充電設備からの電気供給も行われます。

次に、6ページ目を御覧ください。

環境への影響と評価でございます。今回の計画変更に伴います評価項目としては、大気質、騒音、振動、潮流、水質を選定してございます。

今回対象となります船舶は130グロストン程度の小型の旅客船であり、船舶航行時に排出する物質は水のみということで、大気汚染物質の排出はございません。

また、水素を搬入するトレーラーの頻度も2日に1台程度ということで、大気質に及ぼす影響についても軽微であると考えております。

騒音、振動につきましても、大気質の場合と同様、影響は軽微と考えております。

潮流、水質につきましても、潮流に影響を及ぼすような新たな施設整備はないということから、影響は軽微であると考えております。

次に、7ページ目を御覧ください。

船舶の出入港についての検証を行っております。船舶の出入港に関しまして、事業者は通常時と荒天時の二つのルートを計画しておられまして、通常時には左側ですが、大阪港の主航路を横断する西側ルートを利用されますが、荒天により西側ルートの利用が難しい場合には、大阪港の内港側を通る東側ルート、夢洲からの距離で言いますと、3キロほど距離は長くなるのですが、この東側ルートの利用を計画しておられます。

自力で回頭する場合には、港湾の施設の技術上の基準によりますと、対象船舶の全長の3倍を直径とする回頭円が必要となりますけども、いずれのルートについても図にありますとおり、十分に確保できておりまして、安全な操船が可能であることを確認しております。

以上で、1件目の説明を終わらせていただきます。

次に、8ページ目を御覧ください。

2件目の案件になりますが、UBE三菱セメントさんのほうから要請を受けまして、港地区の民間専用埠頭でございます辰巳安治川埠頭の延長を変更するというものでございます。

9 ページ目ですが、変更前と変更後の港湾計画図を示しております。具体的には、現在延長としては119メートルございます延長を107メートルに変更するというもので、水深とバース数については変更はございません。

次に、10 ページ目を御覧ください。

辰巳安治川埠頭の施設概要でございますが、本施設は辰巳商会さんとUBE三菱セメントさんの2社が共同で所有されているという岸壁でございます。主な利用船舶はタンカーということで、化学薬品である苛性ソーダを主に取り扱っておられまして、令和3年の係留実績は263隻となっております。

直近10年の取扱貨物量は下の表にございますとおり、近年では内貿外貿合わせて30万トン前後の貨物を取り扱っておられます。

次に、11 ページ目を御覧ください。

今回施設撤去を行うという理由ですが、岸壁延長119メートルのうち、上流側12メートルを所有されますUBE三菱セメントさんが施設の点検調査を行ったところ、老朽化により栈橋を支える支持杭に亀裂及び破断が生じていることが判明したことから、UBE三菱セメントさんが撤去するということでございます。

次に、12 ページ目を御覧ください。

環境への影響と評価についてでございますが、今回の変更に伴う評価項目としては、大気質、騒音、振動、潮流、水質を選定してございます。計画変更後も当該埠頭におけます係留隻数の変更はないということで、大気質、騒音、振動については軽微であると考えております。

また、潮流、水質につきましても、栈橋の撤去により潮流に影響を及ぼすというようなことは想定されませんので、影響は軽微であると考えております。

次に、13 ページ目を御覧ください。

船舶の出入港に関してでございますが、表にありますとおり岸壁の対象船舶は2,000デッドウェイトトン、全長は77メートルでございますが、先ほどと同様に、対象船舶の全長の3倍を直径とする回頭円を確保できておりまして、安全な操船が可能であるということは確認しております。

また、こちらの岸壁につきまして、実際の運用においては、現在においても年に数回程度、対象船舶の2,000デッドウェイトトンを超える船舶が出入港しておりまして、最大では2万6,000デッドウェイトトンの船舶が出入港しますけれども、隣接する岸壁の係

船柱を活用して係留も可能であること、それから、係船柱並びに防舷材につきましても、構造的な計算を行った結果、強度的には問題ないこと、それから、操船につきましても、2万6,000デッドウェイトトンの場合は、先ほどの自力ではなくて、タグボートを利用した形になりますけども、回頭円として港湾の施設の技術上の基準にございます船舶の全長の2倍の直径を確保できるということも確認しております。

続きまして、14ページでございますが、今後の予定ということで、本日適当であるという答申をいただきましたら、その後国土交通大臣への計画を送付いたしまして、2月頃に計画の概要を告示するということになります。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○森下部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」について、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○川前工務課長　大阪港湾局計画整備部工務課長の川前です。よろしくお願いたします。

それでは、案件の港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）につきまして御説明させていただきます。着席にて説明させていただきます。

お手元の資料5、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）説明資料、この横長の資料ですね。こちらのほうに沿って説明いたします。

まず、1ページを御覧ください。初めに、本制度の概要について説明いたします。

この港湾環境整備負担金制度は、港湾管理者が実施する港湾の環境の整備及び保全に資する港湾工事について、その費用の一部を臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場で、敷地面積が1万平方メートル以上を有する事業者に御負担いただくというもので、昭和48年の港湾法改正により創設された制度でございます。

大阪市では、昭和55年1月の第6回大阪市港湾審議会の答申を得て、昭和55年4月1日より大阪市港湾環境整備負担金条例を施行しているところでございます。

(1)の負担対象工事でございますが、陸域の緑地・海浜等の建設・改良工事及び維持工事、また水域の公害汚泥しゅんせつ等の工事、漂流物・沈廃船等の除去清掃工事を対象としております。

(2) の負担対象事業者につきましては、負担対象工事の完了の日、今年度の対象につきましては昨年度末、令和4年3月31日時点で、臨港地区及び港湾区域におきまして、工場、事業場などの敷地面積の合計が1万平方メートル以上である事業者としております。続きまして、2ページを御覧ください。

(3) の負担割合でございます。原則2分の1としておりますが、整備する内容等に応じて、対象事業者に過大な負担とならないように、工事の種類、規模などを考慮し、2分の1から32分の1の範囲で定めております。

(4) の各事業者の負担額につきましては、それぞれの事業者の敷地面積割合に応じて徴収するものとしております。

(5) の負担金の算定でございますが、負担対象工事に要した費用に、先ほど申し上げました負担割合を掛けまして、さらに、負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計に対する負担対象事業者の敷地面積の割合を掛けたものが、負担金の額となります。大まかには、下段に示しております負担金の算定式のとおりとなります。

次に、3ページを御覧ください。

(6) の負担金の徴収でございますが、港湾環境整備負担金の徴収までの手続を示しております。下のフローに示しておりますように、負担対象工事となります港湾工事が完了した後に、市長が負担対象工事を指定することとなっておりますが、この太い枠で囲んでおりますように、大阪市港湾審議会の御意見をあらかじめ聴取するということが条例により定められております。

この港湾審議会での御審議、御答申をいただいた後に、条例によりまして負担対象工事の指定の告示を行いまして、負担対象事業者の方々に負担金の額の確定通知を行います。対象事業者の方々におかれましては、指定された期日までに負担金を納付していただくという流れになっております。

冒頭に申し上げましたお手元の参考資料、「港湾環境整備負担金制度について」、こちら、5ページ以降にそういった負担金条例及び施行規則並びに関連する港湾法の抜粋等を掲載しておりますので、また後ほど御参照いただければと存じます。

続きまして、4ページを御覧ください。

諮問事項であります港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についてでございます。

上段の港湾審議会への諮問につきましては、昨年度に本市が実施しました負担対象工事の指定に当たり、条例第9条第2号の規定により、あらかじめ港湾審議会の御意見を伺う

というものでございます。

次に、下段の諮問内容でございますが、条例第2条第2項に規定されております負担対象工事の指定において告示をする項目でございます。工事の種類、名称、実施場所、完了日、要した費用、負担区域、負担割合、負担区域内の事業場敷地面積の合計の、合計8項目でございます。

これらについてまとめたものが、次の5ページに示しております。今申し上げました8項目が、この一覧表の1行目に示しております。工事の種類ごとに記述しております。

まず、一番左側の項目、工事の種類を見ていただきますと、種類は4種類ありますが、その中の一番上の港湾環境整備施設の建設または改良工事、臨港緑地の建設工事というのは今回ございませんので、その下の3種類について説明させていただきます。

まずは2段目の港湾環境整備施設の維持の工事につきまして、工事の名称は臨港緑地の維持工事でございます。臨港緑地につきましては、在来臨海部にある比較的小規模な緑地である此花区、港区、大正区、住之江区の臨港緑地17か所と、それ以外の市外からの利用も含めました比較的大規模な緑地である此花区の舞洲、常吉西の緑地、住之江区のコスモスクエア海浜緑地等がございます。これらの2つに分けて、それぞれの負担割合を設定してございます。

上段の在来臨海地区の緑地につきましては、工事の費用は1億2,733万7,000円で、負担割合としましては2分の1としております。

その下段は、コスモスクエア海浜緑地等大規模な緑地で、かつ市外からの利用者が多い緑地でありまして、工事費は2億9,933万8,000円で、負担割合につきましては16分の1としております。備考にもありますように、このような市外の利用者が多い緑地につきましては、在来臨海部に立地する事業者に対する負担割合を軽減しているところでございます。

これらの緑地の維持工事についての負担区域は、大阪港臨港地区でありまして、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は、1,571万2,000平方メートルでございます。

以上が陸域の工事でございます。

続きまして、工事の種類3段目、港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質排除その他の処理のための工事についてですが、工事の名称としましては、公害汚泥排除工事でございます。工事に要した費用は1億8,452万2,000円でございます。負担割合につきましては32分の1としておりまして、これは汚染の直接の原因者が特定できて

いないということもあり、臨海部に立地する事業者には最低限の負担割合ということで、32分の1と設定させていただいております。

続きまして、工事の種類4段目、漂流物の除去、その他の清掃のための工事についてでございますが、工事の名称は港内清掃及び沈没船処理工事でありまして、工事に要した費用は2,061万8,000円であり、負担割合は2分の1としております。

これら水域の工事について、順番が前後しますが、実施場所は港湾区域内でして、負担区域は大阪港湾区域及び臨港地区、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,727万5,000平方メートルでございます。これらの工事に要した費用の合計は、一番下の段に示しておりますように、6億3,181万5,000円でございます。

次の6ページ目以降につきましては、昨年度に実施しました工事の具体的な内容について、場所と併せてお示ししているものでございます。

まず、6ページ目は臨港緑地の維持工事についてでございます。先ほど申し上げました2つの区分の緑地がございまして、1に示します在来臨海部の緑地につきましては、繰り返しになりますが1億2,733万7,000円で、2に示します常吉やコスモスクエア等大規模な緑地につきましては、2億9,933万8,000円となっております。

次の7ページには、公害汚泥排除工事としまして、大阪港湾区域内の三十間堀川や福町堀の公害汚泥を除去し、その費用1億8,452万2,000円を示しております。また、港内清掃としまして、港湾区域内で2,061万8,000円を実施していることを示したものでございます。

これらの工事場所が分かるように示したものが、最後の8ページでございます。緑地は先ほど来申し上げておりますように、2つの区分がございまして、図上で緑色のハッチをつけているところにつきましては、負担割合が16分の1の工事というところでございます。

なお、本制度の発足以来、御負担いただく事業者の皆様方の御意見をいただくということで、例年、各業界団体の代表者には事前に御説明をさせていただいているところでございます。今年度につきましても、皆様方に御理解をいただいているところでございます。

港湾環境整備負担金についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森下部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいた

します。

特にありませんでしょうか。

特になければ、答申についてお諮りしたいと思います。

本日の議案であります「大阪港港湾計画の軽易な変更」、「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」について、原案のとおり適当であると答申を行うことで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森下部会長　ありがとうございます。

御異議がございませんので、原案のとおり適当であると答申を行うことといたします。

以上をもちまして、本日の議事については終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

○川下総務課長　御審議、大変ありがとうございました。

せっかくの機会でございますので、本日の議事に関係しないことでも結構でございます。何か御意見、御質問等ございましたらお伺いをいたしたいと考えておりますが、いかがでございませうでしょうか。

委員の方々、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第72回大阪市港湾審議会を終了とさせていただきます。本日は、御多忙のところ御出席賜り、誠にありがとうございました。

閉　会　　14時40分

大阪市港湾審議会 専門部会長 森 下 貴 史 印

大阪市港湾審議会 委員 代 山 口 則 夫 印

大阪市港湾審議会 委員 代 井 上 洋 之 印

付属資料

1 諮問書

大大阪港第1644号

令和5年1月10日

大阪市港湾審議会

会長 竹林 幹雄 様

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 松井 一郎

大阪港港湾計画－軽易な変更－について（諮問）

標題について、港湾法第3条の3第3項の規定に基づき、別紙の内容について諮問します。

※ 別紙 大阪港港湾計画書（案）及び大阪港港湾計画資料（案）については省略

大大阪港第1647号  
令和5年1月10日

大阪市港湾審議会  
会長 竹林 幹雄 様

大阪港港湾管理者 大阪市  
代表者 大阪市長 松井 一郎

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（諮問）

標題について、港湾法第43条の5第2項及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条第2号の規定に基づき、別紙の内容について諮問します。

※ 別紙 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）は省略

2 答申書

大港湾審第6号

令和5年1月26日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 松井 一郎 様

大阪市港湾審議会

会長 竹林 幹雄

「大阪港港湾計画—軽易な変更—」及び  
「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」について(答申)

令和5年1月10日付け大大阪港第1644号及び令和5年1月10日付け大大阪港第1647号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。